

朝霞市議会議会運営委員会

日 時 令和8年6月24日（水）本会議終了後
場 所 第2委員会室
事 件

- (1) 市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて
- (2) 最終日の議事日程等について
- (3) 請願書の受付時間について

出席者

岡 崎 和 広	委 員 長	田 原 亮	副 委 員 長
石 原 茂	委 員	増 田 と も み	委 員
飯 倉 一 樹	委 員	利 根 川 仁 志	委 員
本 田 麻 希 子	委 員		

野 本 一 幸 議 長

欠席者

(な し)

委員外議員

遠 藤 光 博	副 議 長	田 辺 淳	議 員
石 川 啓 子	議 員	外 山 麻 貴	議 員
兼 本 尚 昌	議 員	渡 部 竜 二	議 員

傍聴議員

黒 川 滋 議 員

委員会に出席した事務局職員

森 田 一 広	事 務 局 長	松 原 陽 子	議 会 総 務 課 長
星 野 要	議 会 総 務 課 主 幹	菊 島 隆 一	議 事 係 長
柴 沼 勇 太	議 事 係 主 任	熊 谷 祐 樹	議 事 係 主 任

○岡崎和広委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

(午後5時39分)

○岡崎和広委員長 初めに、1の市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて、議長より諮問がございます。

議長。

○野本一幸議長 大変お疲れのところ、議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

それでは、1といたしまして、市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて御諮問申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴い、この指定の引用条項を改正する必要があります。詳細は局長から説明してもらいますが、本件の取扱いについて御諮問申し上げます。

○岡崎和広委員長 それでは、議長からの諮問事項を議題とします。

本件について、事務局長、説明をお願いします。

○森田一広議会事務局長 それでは、御説明申し上げます。

市長の専決処分事項の指定については、地方自治法第180条の規定に基づき、平成2年に議員提案により議決をしているものでございます。

今回は、第4号で引用している地方自治法第243条の2の8第8項が、第243条の2の9第8項に繰り下がったため、お手元の新旧対照表のとおり当該部分を改正する必要がございます。

なお、条ずれの原因となった地方自治法の改正につきましては、本年9月から地方税以外の公金につきましても、電子手続のポータルシステムであるe L T A Xの共通納税システムを活用した収納を開始する予定となっていることから、当該条文である同法第243条の2の7が新設されたものでございます。

本指定の改正の提案権は議会にございますので、前例に倣い、議会運営委員及び無所属議員の皆様が提出者と賛成者となり、議員提出議案として議決していただくことがよろしいかと考えております。

なお、改正案文についてもお手元に配付してございますので、御参照願います。

説明は以上となります。

○岡崎和広委員長 ただいま説明がありましたとおり、議長からの諮問事項については前例に倣い、議員提出議案としたいと思いますが、本件について何か御意見ございますか。

本田委員。

○本田麻希子委員 根拠法の改正について、今説明があったe L T A Xでの納付ができるという件で条ずれということが起きたと、それだけでよいかということを改めて確認したいのと、あとこれ以外で条ずれが起きるものはなかったのかどうか、確認されているかどうか伺います。

○岡崎和広委員長 お願いします。

議事係長。

○菊島隆一議事係長 御質問のあった地方自治法の条ずれです。それに伴いましてこの指定が、

引用している条項がずれたということでございまして、特にe L T A Xについては、私どもも関連すべき影響はございません。なおかつ、地方自治法の引用条項のずれも議会の例規としては特に、それ以外に直すところはございません。

○岡崎和広委員長　ということですが、よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○岡崎和広委員長　お諮りします。

市長の専決処分事項の指定の一部改正については、お手元の案文のとおりとし、議員提出議案として提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡崎和広委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

この議員提出議案につきましては、所定の賛成者がありますので、前例により提出者に委員長の私、賛成者に議会運営委員及び無所属議員の皆さんになっていただきたいと思いますので、御了承をお願いします。

それでは、順次署名をお願いします。

（署名）

○岡崎和広委員長　なお、この議案につきましては、最終日の議事日程に掲載していただくようにしますので、御了承いただきたいと思います。

○岡崎和広委員長　次に、2、最終日の議事日程等について、議長から諮問をお願いします。議長。

○野本一幸議長　最終日の議事日程等について御諮問申し上げます。

お手元に議事日程（案）を配付してありますが、初めに、日程第1、諸報告として公社の経営状況の報告について諸報告を行います。

次に、日程第2では、常任委員会に付託された議案についての委員長報告、同報告に対する質疑、討論及び採決を行いたいと考えております。

次に、日程第3、議員提出議案第3号については、委員会への付託を省略し、全会一致で提出されておりますので正規の手続を省略し、直ちに採決を行いたいと考えております。

その他、最終日の議事日程については案のとおりです。

以上のことについて、御諮問申し上げます。

○岡崎和広委員長　どうもありがとうございました。

それでは、議長から諮問のありました件について御協議願います。

この際、暫時休憩します。

（午後5時48分）

○岡崎和広委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後5時50分）

○岡崎和広委員長　先ほど本田委員から、台風の際の議事日程について考えたほうがいいのかという話ありましたが、その辺、臨機応変に議運開くなりして対応したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○岡崎和広委員長 お諮りします。

最終日の議事日程等については、諮問案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡崎和広委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、本決定を直ちに議長に答申します。

議長。

○野本一幸議長 どうもありがとうございました。

本日の御意見を踏まえ、議事の運営を行ってまいりたいと思いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

また、タブレットに各常任委員会の粗原稿を共有しておりますので、委員長報告に対する質疑については簡潔にさせていただきますようお願いいたします。

以上です。

○岡崎和広委員長 以上で最終日の議事日程等について協議が終了しました。

○岡崎和広委員長 次に、請願書の受付時間について議長より諮問がございます。

議長。

○野本一幸議長 ただいま委員長のほうからお話ございました。3といたしましてで、請願の受付時間について御諮問申し上げます。

本件につきましては、市役所本庁舎の開庁時間の変更に伴い、申し合せ事項の改正を検討する必要があります。

議事係長から説明してもらいますが、本件について御諮問申し上げます。よろしく願います。

○岡崎和広委員長 それでは、議長からの諮問事項を議題とします。

本件について、議事係長に説明をお願いします。

○菊島隆一議事係長 それでは御説明申し上げます。

本年7月1日から市役所本庁舎の開庁時間が来年3月までの試行実施ではありますが、午前8時45分から午後4時までとなります。これによりまして、請願書の受付時間についても午前8時45分から午後4時までとしたいと考えています。

なお、請願書の提出期限については議会運営委員会の申し合わせ事項になっており、資料のとおり定例会招集日7日前の午後5時とすることを規定しております。この申し合わせ事項についても変更する必要がございます。

以上でございます。

○岡崎和広委員長 ただいま説明がありましたとおりですが、本件について何か御意見はございますか。

本田委員。

○本田麻希子委員 まず、これ昨日の代表者会議で話があったと思うのですが、その際にはこういった明確な文書なしに口頭での説明だったということで、それではちょっと会派に持ち帰って協議するということが難しかったのではないかなというふうには思いますけれども、

ども、なぜ昨日の代表者会議でこの文書用意できなかったのかということをお聞きしたいと思います。

あと、用意されていますけれども、表題も何もない、申し合わせの改正案とかそういった内容のことも何も書いていないので、一体この文書は何なのということになると思うのですよね。これをもうちょっと、やはり申し合わせの変更というのは結構大きなことなので、きちんと文書を用意してほしかったというふうには思っているのですが、その点も御説明をいただきたいと思います。

○岡崎和広委員長 この際、暫時休憩します。

(午後5時53分)

○岡崎和広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後5時53分)

○岡崎和広委員長 議事係長。

○菊島隆一議事係長 昨日の代表者会議で、本日と同様の資料を示すべきでございましたので、おわび申し上げます。以後、このようなことのないようにいたしたいと思います。

なおかつ、この資料があまりよく分からないということでございますので、件名とか、もう少し分かりやすい資料の作成に努めたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○岡崎和広委員長 事務局長。

○森田一広議会事務局長 すみません。私のほうからも改めておわび申し上げます。

御指摘のとおりと感じておりますので、一応この文書は文書として改めて、ではそうしたら差し替えるという形でよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○岡崎和広委員長 差し替えるということで。

(「差し替えはお願いします」と呼ぶ者あり)

○岡崎和広委員長 この件につきましては、昨日の代表者会議でお話をさせていただいたと思いますけれども、いかがですか。

本田委員。

○本田麻希子委員 あと、市役所の開庁時間の変更に伴っての変更だということなのですが、改めてこれは議会改革の分科会のほうにはかけなくてもよかったのかどうかということのをちょっと考えていたのですよね。代表者のほうで了解がもらえれば、それでもいいということで、議運の皆さんもそれで御了解だということであればとは思いますが、議会改革を進めている中では、この申し合わせの変更も議会改革分科会に本来ならばかけるべきだったような気もしているので、いかがかなという感じはしています。

○岡崎和広委員長 本田委員の提案に対しまして、何か皆さん御意見とかございますか。

特にこれは分科会でもまなかったのですが、議運として決めさせていただいてよろしいですか。納得できない。大丈夫ですか。

飯倉委員。

○飯倉一樹委員 これ第2の案件と第1の案件あるのですが、ちょっと私、第1の案件詳しく見ていないので、一応念のため確認ですけど、もろもろ今、議会改革と並行して走っている、それに資するものだったら入れるというのは、言わんとしていることは分か

るのですけれども、これ第1でもこれに関わるような案件だったのかだけ、ちょっと伺いたい。

○岡崎和広委員長 この際、暫時休憩します。

(午後5時56分)

○岡崎和広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後6時1分)

○岡崎和広委員長 お諮りします。

請願書の受付時間は事務局の説明のとおりとし、申し合わせ事項についてもお手元の資料のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

本田委員。

○本田麻希子委員 開庁時間のほうが今、実証実験だということなので、この実証実験の結果としてまた開庁時間が遅くなったり変更があった場合は、申し合わせもその際にまた検討し直すということによろしいでしょうか。確認させてください。

○岡崎和広委員長 事務局長。

○森田一広議会事務局長 開庁時間、今、試験的にということですので、当然それに伴って我々として考えているのは、物理的にちょっと入れないなというのがまず第一にあったので、ちょっとこのような時間で提案させてはいただいたのですけれども、当然、元に戻ればそういったこともハードルとしてはなくなるので、もう一度検討していただくというのは当然考えておりますので、その際には検討方法も含めて確認させていただきたいと思います。

○岡崎和広委員長 では、開庁時間と合わせるということで。

○森田一広議会事務局長 基本的にはそうではないところもある、先ほど、だから本田委員が言ったように、そのほかの部分も含めて検討するというのはもちろんありだと思うのですけれども、現段階で事務局の案としては、開庁時間に合わせてという形で案として出ささせていただいたので、とりあえずはそれで合意していただければ、お願いできたらなと思っております。

以上です。

○岡崎和広委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○岡崎和広委員長 それでは、申し合わせ事項についてはお手元の資料のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡崎和広委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○岡崎和広委員長 以上で、本委員会を終了します。

(午後6時3分)

◎議会運営委員長